水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく
水銀含有再生資源の適正な管理について

はじめに

水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、水銀のライフサイクル全体を管理することを定めた、水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」）が平成25年10月に採択されました。

これを受けて、水俣条約を国内で的確かつ円滑に実施するための措置や水俣条約よりも踏み込んだ措置を講ずる水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」）が平成27年の通常国会において成立し、水俣条約の発効日である平成29年8月16日に施行されました。

このパンフレットでは、水銀汚染防止法で規定している水銀含有再生資源の管理指針（水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）に基づき、水銀含有再生資源の管理をする者（以下、「水銀含有再生資源管理者」）に求められる、水銀含有再生資源の適正な管理方法について、ご紹介します。

水銀含有再生資源の管理の定義

「水銀含有再生資源の管理」とは、水銀含有再生資源の所有権を有し、保管、運搬、再生利用等の処分作業を行うことをいいます。水銀含有再生資源の所有者が、その管理を他者に委託した場合も、その所有権を引き続き有する者である委託した者が「水銀含有再生資源管理者」になります。

「水銀含有再生資源」とは、水銀及びその化合物（以下「水銀等」）またはこれらを含有する物のうち、要件省令で定める水銀等の含有量に関する要件に該当し、バーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業がされ、またはその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法上の廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）のうち有用なもののことをいいます。

水銀含有再生資源の該当要件の詳細については、以下のガイドラインをご確認ください。

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」
（令和5年4月、Ver4.0）

指針に基づく適正な水銀含有再生資源の管理の方法

1 管理（保管、運搬、処分作業の実施）に共通する必要な事項

流出･飛散･悪臭･騒音防止

･水銀含有再生資源が飛散･流出しないようにする。
･悪臭、騒音、振動により、生活環境の保全上の支障が生じないようにする。

容器の例

ポリエチレン製内容器と鋼製ドラム

水銀容器と水銀容器を入れた通い箱

容器内部の例

潰れ防止のための中蓋及び封印用鍵

運搬時の例

シートで包むことで漏洩防止

情報提供（他者への委託･譲渡）

委託先等への情報提供	水銀含有再生資源の管理を他者に委託した場合は、委託先に対して、管理を委託する物質が水銀含有再生資源であることを伝え、委託先において指針に基づく適正な管理行うことができるように、情報を提供する。（委託した者は、委託先において必要な環境汚染防止措置がとられるようにする責任がある。）
譲渡者への情報提供	水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

2 保管にのみ必要な事項

容器の表示

水銀含有再生資源の容器に、保管しているものが水銀含有再生資源であることを表示する。

容器・包装への表示の例

保管場所の表示・要件

・水銀含有再生資源の保管場所に、保管するものが水銀含有再生資源であることを表示する。
・保管場所に、鍵をかける設備を備える。もし、保管場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設ける。

水銀含有再生資源の保管場所の例1

水銀含有再生資源の保管場所の例2

水銀含有再生資源の保管場所の例3

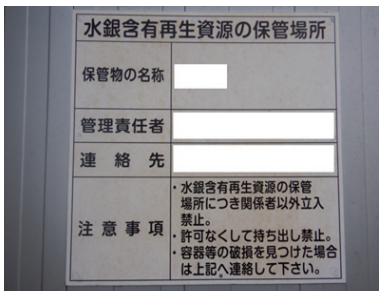

水銀含有再生資源の管理に関する報告

事業所において水銀含有再生資源を管理した場合は、その種類ごとに、管理している量に関わらず、管理の状況に関する報告書を提出する必要があります。具体的には、事業所ごとに、当該年度（4月1日から3月31日まで）の水銀含有再生資源の管理状況について所定の様式に記載した報告書を、翌年度の4月1日から6月30日までの間に、国に提出する必要があります。

報告書には、管理量、処分量、委託した量などの他、指針に基づき実施した適正な管理方法の具体的な内容（「指針の基づき実施した取組等」）について記載が必要です。また、書面ではなく電子形式による報告も可能です。

なお、報告をせず、または虚偽の報告をした者には30万円以下の罰金が科されます。

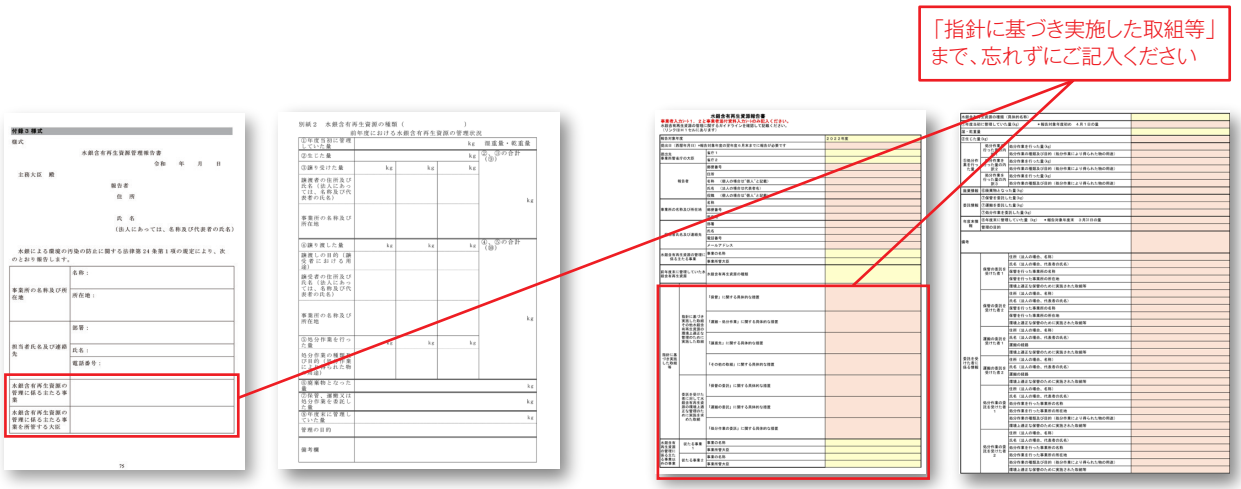

書面の報告書（一部）　　電子形式の報告書（一部）

報告事項および報告書の作成方法･提出方法の詳細については、以下のガイドラインをご参照ください。

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」

（令和5年4月、Ver4.0）

ガイドライン・適正管理事例集

本リーフレットで紹介した内容の詳細については、下記環境省HPに掲載されている「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン（令和5年4月、Ver4.0）」および「水銀含有再生資源の管理に関する適正管理事例集（令和5年11月）」をご確認ください。

https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html

お問合せ先

環境省環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-5521-8260　FAX：03-3580-3596　　E-mail：suigin@env.go.jp